

報告第11号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造



報告第12号

平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告について

平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

平成29年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

# 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月20日  
矢巾町長 高橋昌造

## 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）

平成29年度矢巾町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,979,872千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰入金		738,632	1	738,633
	2 基金繰入金	704,604	1	704,605
19 諸収入		100,576	90	100,666
	4 雑入	41,074	90	41,164
補正されなかった款項にかかる金額		11,140,573		11,140,573
歳入合計		11,979,781	91	11,979,872

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,772,351	91	1,772,442
	1 総務管理費	1,577,217	91	1,577,308
補正されなかった款項にかかる金額		10,207,430		10,207,430
歳出合計		11,979,781	91	11,979,872

# 歲入歲出予算補正事項別明細書



1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,437,816		3,437,816
2 地 方 譲 与 税	166,144		166,144
3 利 子 割 交 付 金	3,118		3,118
4 配 当 割 交 付 金	9,325		9,325
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,400		5,400
6 地 方 消 費 税 交 付 金	462,780		462,780
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	13,858		13,858
8 地 方 特 例 交 付 金	19,754		19,754
9 地 方 交 付 税	1,838,175		1,838,175
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,437		3,437
11 分 担 金 及 び 負 担 金	216,412		216,412
12 使 用 料 及 び 手 数 料	71,858		71,858
13 国 庫 支 出 金	1,959,355		1,959,355
14 県 支 出 金	983,954		983,954
15 財 産 収 入	20,515		20,515
16 寄 附 金	46,920		46,920
17 繰 入 金	738,632	1	738,633
18 繰 越 金	374,052		374,052
19 諸 収 入	100,576	90	100,666
20 町 債	1,507,700		1,507,700
歳 入 合 計	11,979,781	91	11,979,872



歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	131,146		131,146					
2 総務費	1,772,351	91	1,772,442			90	1	
3 民生費	3,302,863		3,302,863					
4 衛生費	1,038,823		1,038,823					
5 労働費	37,246		37,246					
6 農林水産業費	816,142		816,142					
7 商工費	92,504		92,504					
8 土木費	2,528,881		2,528,881					
9 消防費	427,484		427,484					
10 教育費	756,782		756,782					
11 災害復旧費	6,958		6,958					
12 公債費	1,059,600		1,059,600					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	11,979,781	91	11,979,872			90	1	

歳

入



## 2 歳 入

(款) 17 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	523, 172	1	523, 173	1 財政調整基金繰入金	1	財政調整基金繰入金の増 1
計	704, 604	1	704, 605			

(款) 19 諸収入

(項) 4 雑入

1 雑入	41, 073	90	41, 163	1 雑入	90	建物及び車両共済金 90
計	41, 074	90	41, 164			



歳

出



3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	378,763	91	378,854			90	1	22補償、補填及び賠償金	91	◎一般管理事業の増 ○一般管理事業の増 賠償金	91 91 91
計	1,577,217	91	1,577,308			90	1				



議案第77号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 矢巾町大字上矢次第4地割33番地1

氏 名 漆 原 祥 子

昭和30年1月31日生

平成29年12月5日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第78号

岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことの協議及び岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 別紙

岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合同規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第2第1号中「滝沢・雫石環境組合」を「滝沢・雫石環境組合、紫波、稗貫衛生処理組合」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

議案第79号

岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴う財産処分を別紙のとおりとするものの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

## 財産処分に関する協議書

平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴う財産処分を次のとおり定める。

紫波、稗貫衛生処理組合が常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務（以下「退職手当支給事務」という。）の共同処理を開始した日の属する年度（以下「共同処理開始年度」という。）から退職手当支給事務の共同処理を終了する日の属する年度（以下「共同処理終了年度」という。）までに岩手県市町村総合事務組合に納付した退職手当に係る負担金総額から、紫波、稗貫衛生処理組合の事務費に相当する額（共同処理開始年度から共同処理終了年度までの岩手県市町村総合事務組合の退職手当に係る負担金総額に対する事務費総額の割合を、共同処理開始年度から共同処理終了年度までの紫波、稗貫衛生処理組合の退職手当に係る負担金総額に乗じて得た額）を控除した額（以下「紫波、稗貫衛生処理組合負担額」という。）が、共同処理開始年度から共同処理終了年度までの岩手県市町村総合事務組合が紫波、稗貫衛生処理組合の職員に支給した退職手当の総額（以下「紫波、稗貫衛生処理組合支給額」という。）を超える場合は、岩手県市町村総合事務組合はその超える額に相当する額のうち、紫波、稗貫衛生処理組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持分額に相当する額を紫波、稗貫衛生処理組合に還付し、紫波、稗貫衛生処理組合負担額が紫波、稗貫衛生処理組合支給額に満たない場合は、紫波、稗貫衛生処理組合はその満たない額に相当する額を岩手県市町村総合事務組合に納付するものとする。

議案第 80 号

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例  
 (特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例(昭和31年矢巾町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料以外の給与及び支給額等) 第8条 〔略〕 2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。	(給料以外の給与及び支給額等) 第8条 〔略〕 2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

第2条 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料以外の給与及び支給額等) 第8条 〔略〕 2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。	(給料以外の給与及び支給額等) 第8条 〔略〕 2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（以下「改正後の特別職給与等条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の特別職給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第 8 1 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 (一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)                      第19条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]                      附 則                      1～19 [略]</p> <p>20 附則第17項の規定が適用される間、第19条第2項第1号に定める額は、同項第1号の規定にかかわらず、同項第1号の規定により算出した額から、同項第1号に掲げる職員で附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額(最低号給に達しない場合)にあっては、<u>勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額</u>の総額に相当する額を乗じた額とする。</p>	<p>(勤勉手当)                      第19条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]                      附 則                      1～19 [略]</p> <p>20 附則第17項の規定が適用される間、第19条第2項第1号に定める額は、同項第1号の規定にかかわらず、同項第1号の規定により算出した額から、同項第1号に掲げる職員で附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、<u>勤勉手当減額基礎額に、6月に支給</u></p>

するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額)の総額に相当する額を乗じた額とする。

別表第1 行政職給料表(第4条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	<u>141,600</u>	<u>191,700</u>	<u>227,900</u>	<u>261,100</u>	<u>287,100</u>	<u>317,700</u>
	2	<u>142,700</u>	<u>193,500</u>	<u>229,500</u>	<u>263,000</u>	<u>289,300</u>	<u>319,900</u>
	3	<u>143,900</u>	<u>195,300</u>	<u>231,000</u>	<u>264,800</u>	<u>291,600</u>	<u>322,200</u>
	4	<u>145,000</u>	<u>197,100</u>	<u>232,600</u>	<u>266,900</u>	<u>293,700</u>	<u>324,400</u>
	5	<u>146,100</u>	<u>198,700</u>	<u>234,100</u>	<u>268,700</u>	<u>295,700</u>	<u>326,600</u>
	6	<u>147,200</u>	<u>200,500</u>	<u>235,800</u>	<u>270,600</u>	<u>298,000</u>	<u>328,600</u>
	7	<u>148,300</u>	<u>202,300</u>	<u>237,300</u>	<u>272,500</u>	<u>300,300</u>	<u>330,800</u>
	8	<u>149,400</u>	<u>204,100</u>	<u>238,900</u>	<u>274,600</u>	<u>302,500</u>	<u>333,000</u>
	9	<u>150,500</u>	<u>205,800</u>	<u>240,300</u>	<u>276,700</u>	<u>304,600</u>	<u>335,100</u>
	10	<u>151,900</u>	<u>207,600</u>	<u>241,800</u>	<u>278,700</u>	<u>306,900</u>	<u>337,300</u>
	11	<u>153,200</u>	<u>209,400</u>	<u>243,400</u>	<u>280,800</u>	<u>309,100</u>	<u>339,400</u>
	12	<u>154,500</u>	<u>211,200</u>	<u>244,800</u>	<u>282,800</u>	<u>311,400</u>	<u>341,600</u>
	13	<u>155,800</u>	<u>212,600</u>	<u>246,300</u>	<u>284,800</u>	<u>313,500</u>	<u>343,500</u>
	14	<u>157,300</u>	<u>214,400</u>	<u>247,800</u>	<u>286,900</u>	<u>315,600</u>	<u>345,500</u>
	15	<u>158,800</u>	<u>216,100</u>	<u>249,100</u>	<u>288,900</u>	<u>317,800</u>	<u>347,600</u>
	16	<u>160,400</u>	<u>217,900</u>	<u>250,500</u>	<u>290,900</u>	<u>319,900</u>	<u>349,600</u>
	17	<u>161,700</u>	<u>219,600</u>	<u>252,000</u>	<u>292,900</u>	<u>322,000</u>	<u>351,400</u>
	18	<u>163,200</u>	<u>221,300</u>	<u>253,700</u>	<u>294,900</u>	<u>324,000</u>	<u>353,400</u>
	19	<u>164,700</u>	<u>222,900</u>	<u>255,400</u>	<u>297,000</u>	<u>326,100</u>	<u>355,200</u>
	20	<u>166,200</u>	<u>224,500</u>	<u>257,200</u>	<u>299,000</u>	<u>328,100</u>	<u>357,100</u>
	21	<u>167,600</u>	<u>226,000</u>	<u>258,800</u>	<u>301,000</u>	<u>330,000</u>	<u>359,100</u>
	22	<u>170,300</u>	<u>227,700</u>	<u>260,600</u>	<u>303,100</u>	<u>332,100</u>	<u>361,000</u>
	23	<u>172,900</u>	<u>229,300</u>	<u>262,300</u>	<u>305,100</u>	<u>334,100</u>	<u>363,000</u>
	24	<u>175,500</u>	<u>230,900</u>	<u>264,000</u>	<u>307,200</u>	<u>336,200</u>	<u>364,900</u>
25	<u>178,200</u>	<u>232,200</u>	<u>266,000</u>	<u>309,000</u>	<u>337,700</u>	<u>366,900</u>	

別表第1 行政職給料表(第4条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	<u>142,600</u>	<u>192,700</u>	<u>228,900</u>	<u>262,000</u>	<u>288,000</u>	<u>318,500</u>
	2	<u>143,700</u>	<u>194,500</u>	<u>230,500</u>	<u>263,900</u>	<u>290,200</u>	<u>320,700</u>
	3	<u>144,900</u>	<u>196,300</u>	<u>232,000</u>	<u>265,700</u>	<u>292,500</u>	<u>323,000</u>
	4	<u>146,000</u>	<u>198,100</u>	<u>233,600</u>	<u>267,800</u>	<u>294,600</u>	<u>325,200</u>
	5	<u>147,100</u>	<u>199,700</u>	<u>235,100</u>	<u>269,600</u>	<u>296,600</u>	<u>327,400</u>
	6	<u>148,200</u>	<u>201,500</u>	<u>236,800</u>	<u>271,500</u>	<u>298,900</u>	<u>329,400</u>
	7	<u>149,300</u>	<u>203,300</u>	<u>238,300</u>	<u>273,400</u>	<u>301,200</u>	<u>331,600</u>
	8	<u>150,400</u>	<u>205,100</u>	<u>239,900</u>	<u>275,500</u>	<u>303,400</u>	<u>333,800</u>
	9	<u>151,500</u>	<u>206,800</u>	<u>241,200</u>	<u>277,600</u>	<u>305,400</u>	<u>335,800</u>
	10	<u>152,900</u>	<u>208,600</u>	<u>242,700</u>	<u>279,600</u>	<u>307,700</u>	<u>338,000</u>
	11	<u>154,200</u>	<u>210,400</u>	<u>244,300</u>	<u>281,700</u>	<u>309,900</u>	<u>340,000</u>
	12	<u>155,500</u>	<u>212,200</u>	<u>245,700</u>	<u>283,700</u>	<u>312,200</u>	<u>342,200</u>
	13	<u>156,800</u>	<u>213,600</u>	<u>247,200</u>	<u>285,700</u>	<u>314,300</u>	<u>344,000</u>
	14	<u>158,300</u>	<u>215,400</u>	<u>248,700</u>	<u>287,800</u>	<u>316,400</u>	<u>346,000</u>
	15	<u>159,800</u>	<u>217,100</u>	<u>250,000</u>	<u>289,800</u>	<u>318,600</u>	<u>348,100</u>
	16	<u>161,400</u>	<u>218,900</u>	<u>251,400</u>	<u>291,800</u>	<u>320,700</u>	<u>350,100</u>
	17	<u>162,700</u>	<u>220,600</u>	<u>252,900</u>	<u>293,700</u>	<u>322,700</u>	<u>351,800</u>
	18	<u>164,200</u>	<u>222,300</u>	<u>254,600</u>	<u>295,700</u>	<u>324,700</u>	<u>353,800</u>
	19	<u>165,700</u>	<u>223,900</u>	<u>256,300</u>	<u>297,800</u>	<u>326,700</u>	<u>355,600</u>
	20	<u>167,200</u>	<u>225,500</u>	<u>258,100</u>	<u>299,800</u>	<u>328,700</u>	<u>357,500</u>
	21	<u>168,600</u>	<u>227,000</u>	<u>259,700</u>	<u>301,800</u>	<u>330,500</u>	<u>359,500</u>
	22	<u>171,300</u>	<u>228,700</u>	<u>261,500</u>	<u>303,900</u>	<u>332,600</u>	<u>361,400</u>
	23	<u>173,900</u>	<u>230,300</u>	<u>263,200</u>	<u>305,900</u>	<u>334,600</u>	<u>363,400</u>
	24	<u>176,500</u>	<u>231,900</u>	<u>264,900</u>	<u>308,000</u>	<u>336,700</u>	<u>365,300</u>
25	<u>179,200</u>	<u>233,100</u>	<u>266,900</u>	<u>309,700</u>	<u>338,100</u>	<u>367,300</u>	

26	<u>179,900</u>	<u>233,700</u>	<u>267,900</u>	<u>311,100</u>	<u>339,600</u>	<u>368,800</u>
27	<u>181,600</u>	<u>235,100</u>	<u>269,700</u>	<u>313,200</u>	<u>341,500</u>	<u>370,800</u>
28	<u>183,300</u>	<u>236,400</u>	<u>271,500</u>	<u>315,200</u>	<u>343,400</u>	<u>372,800</u>
29	<u>184,800</u>	<u>237,700</u>	<u>273,200</u>	<u>317,100</u>	<u>345,100</u>	<u>374,300</u>
30	<u>186,600</u>	<u>238,900</u>	<u>275,100</u>	<u>319,100</u>	<u>347,000</u>	<u>376,100</u>
31	<u>188,400</u>	<u>239,900</u>	<u>277,000</u>	<u>321,200</u>	<u>348,900</u>	<u>377,900</u>
32	<u>190,100</u>	<u>241,100</u>	<u>278,700</u>	<u>323,300</u>	<u>350,700</u>	<u>379,500</u>
33	<u>191,700</u>	<u>242,400</u>	<u>280,400</u>	<u>324,700</u>	<u>352,600</u>	<u>381,300</u>
34	<u>193,200</u>	<u>243,600</u>	<u>282,300</u>	<u>326,700</u>	<u>354,400</u>	<u>382,700</u>
35	<u>194,700</u>	<u>244,800</u>	<u>284,100</u>	<u>328,600</u>	<u>356,200</u>	<u>384,200</u>
36	<u>196,200</u>	<u>246,100</u>	<u>286,000</u>	<u>330,700</u>	<u>357,900</u>	<u>385,800</u>
37	<u>197,500</u>	<u>247,000</u>	<u>287,600</u>	<u>332,600</u>	<u>359,300</u>	<u>387,200</u>
38	<u>198,800</u>	<u>248,400</u>	<u>289,300</u>	<u>334,500</u>	<u>360,600</u>	<u>388,400</u>
39	<u>200,100</u>	<u>249,800</u>	<u>291,100</u>	<u>336,500</u>	<u>362,000</u>	<u>389,600</u>
40	<u>201,400</u>	<u>251,300</u>	<u>292,900</u>	<u>338,400</u>	<u>363,400</u>	<u>390,700</u>
41	<u>202,700</u>	<u>252,700</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>364,700</u>	<u>391,800</u>
42	<u>204,000</u>	<u>254,100</u>	<u>296,300</u>	<u>342,200</u>	<u>365,600</u>	<u>393,000</u>
43	<u>205,300</u>	<u>255,500</u>	<u>297,900</u>	<u>344,000</u>	<u>366,700</u>	<u>394,200</u>
44	<u>206,600</u>	<u>256,800</u>	<u>299,500</u>	<u>345,900</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>
45	<u>207,800</u>	<u>258,000</u>	<u>301,200</u>	<u>347,400</u>	<u>368,600</u>	<u>396,000</u>
46	<u>209,100</u>	<u>259,300</u>	<u>302,900</u>	<u>348,800</u>	<u>369,500</u>	<u>396,700</u>
47	<u>210,400</u>	<u>260,700</u>	<u>304,500</u>	<u>350,300</u>	<u>370,400</u>	<u>397,400</u>
48	<u>211,700</u>	<u>262,000</u>	<u>306,200</u>	<u>351,800</u>	<u>371,300</u>	<u>398,100</u>
49	<u>212,800</u>	<u>263,300</u>	<u>307,300</u>	<u>353,400</u>	<u>372,200</u>	<u>398,700</u>
50	<u>213,900</u>	<u>264,400</u>	<u>308,800</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,300</u>
51	<u>214,900</u>	<u>265,700</u>	<u>310,300</u>	<u>355,400</u>	<u>373,800</u>	<u>399,800</u>
52	<u>216,000</u>	<u>267,000</u>	<u>311,900</u>	<u>356,400</u>	<u>374,600</u>	<u>400,200</u>
53	<u>217,100</u>	<u>268,000</u>	<u>313,500</u>	<u>357,300</u>	<u>375,300</u>	<u>400,600</u>
54	<u>218,100</u>	<u>269,100</u>	<u>315,100</u>	<u>358,400</u>	<u>376,000</u>	<u>400,900</u>
55	<u>219,000</u>	<u>270,400</u>	<u>316,700</u>	<u>359,300</u>	<u>376,700</u>	<u>401,200</u>
56	<u>220,000</u>	<u>271,700</u>	<u>318,200</u>	<u>360,400</u>	<u>377,400</u>	<u>401,500</u>
57	<u>220,600</u>	<u>272,800</u>	<u>319,700</u>	<u>361,300</u>	<u>377,900</u>	<u>401,800</u>
58	<u>221,500</u>	<u>273,800</u>	<u>320,900</u>	<u>362,000</u>	<u>378,500</u>	<u>402,100</u>
59	<u>222,300</u>	<u>274,800</u>	<u>322,100</u>	<u>362,700</u>	<u>379,100</u>	<u>402,400</u>

26	<u>180,900</u>	<u>234,600</u>	<u>268,800</u>	<u>311,800</u>	<u>340,000</u>	<u>369,200</u>
27	<u>182,600</u>	<u>236,000</u>	<u>270,600</u>	<u>313,800</u>	<u>341,900</u>	<u>371,200</u>
28	<u>184,300</u>	<u>237,300</u>	<u>272,400</u>	<u>315,800</u>	<u>343,800</u>	<u>373,200</u>
29	<u>185,800</u>	<u>238,600</u>	<u>274,100</u>	<u>317,600</u>	<u>345,500</u>	<u>374,700</u>
30	<u>187,600</u>	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>319,600</u>	<u>347,400</u>	<u>376,500</u>
31	<u>189,400</u>	<u>240,800</u>	<u>277,900</u>	<u>321,700</u>	<u>349,300</u>	<u>378,300</u>
32	<u>191,100</u>	<u>242,000</u>	<u>279,600</u>	<u>323,800</u>	<u>351,100</u>	<u>379,900</u>
33	<u>192,700</u>	<u>243,300</u>	<u>281,200</u>	<u>325,100</u>	<u>353,000</u>	<u>381,700</u>
34	<u>194,200</u>	<u>244,500</u>	<u>283,100</u>	<u>327,100</u>	<u>354,800</u>	<u>383,100</u>
35	<u>195,700</u>	<u>245,700</u>	<u>284,900</u>	<u>329,000</u>	<u>356,600</u>	<u>384,600</u>
36	<u>197,200</u>	<u>247,000</u>	<u>286,800</u>	<u>331,100</u>	<u>358,300</u>	<u>386,200</u>
37	<u>198,500</u>	<u>247,900</u>	<u>288,400</u>	<u>333,000</u>	<u>359,700</u>	<u>387,600</u>
38	<u>199,800</u>	<u>249,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,900</u>	<u>361,000</u>	<u>388,800</u>
39	<u>201,100</u>	<u>250,700</u>	<u>291,900</u>	<u>336,900</u>	<u>362,400</u>	<u>390,000</u>
40	<u>202,400</u>	<u>252,200</u>	<u>293,700</u>	<u>338,800</u>	<u>363,800</u>	<u>391,100</u>
41	<u>203,700</u>	<u>253,600</u>	<u>295,300</u>	<u>340,700</u>	<u>365,100</u>	<u>392,200</u>
42	<u>205,000</u>	<u>255,000</u>	<u>297,000</u>	<u>342,600</u>	<u>366,000</u>	<u>393,400</u>
43	<u>206,300</u>	<u>256,400</u>	<u>298,500</u>	<u>344,400</u>	<u>367,100</u>	<u>394,600</u>
44	<u>207,600</u>	<u>257,700</u>	<u>300,100</u>	<u>346,300</u>	<u>368,200</u>	<u>395,700</u>
45	<u>208,800</u>	<u>258,900</u>	<u>301,700</u>	<u>347,800</u>	<u>369,000</u>	<u>396,400</u>
46	<u>210,100</u>	<u>260,200</u>	<u>303,400</u>	<u>349,200</u>	<u>369,900</u>	<u>397,100</u>
47	<u>211,400</u>	<u>261,600</u>	<u>305,000</u>	<u>350,700</u>	<u>370,800</u>	<u>397,800</u>
48	<u>212,700</u>	<u>262,900</u>	<u>306,700</u>	<u>352,200</u>	<u>371,700</u>	<u>398,500</u>
49	<u>213,800</u>	<u>264,100</u>	<u>307,700</u>	<u>353,800</u>	<u>372,600</u>	<u>399,100</u>
50	<u>214,900</u>	<u>265,200</u>	<u>309,200</u>	<u>354,600</u>	<u>373,400</u>	<u>399,700</u>
51	<u>215,900</u>	<u>266,500</u>	<u>310,700</u>	<u>355,800</u>	<u>374,200</u>	<u>400,200</u>
52	<u>217,000</u>	<u>267,800</u>	<u>312,300</u>	<u>356,800</u>	<u>375,000</u>	<u>400,600</u>
53	<u>218,100</u>	<u>268,800</u>	<u>313,900</u>	<u>357,700</u>	<u>375,700</u>	<u>401,000</u>
54	<u>219,100</u>	<u>269,900</u>	<u>315,500</u>	<u>358,800</u>	<u>376,400</u>	<u>401,300</u>
55	<u>220,000</u>	<u>271,200</u>	<u>317,100</u>	<u>359,700</u>	<u>377,100</u>	<u>401,600</u>
56	<u>221,000</u>	<u>272,500</u>	<u>318,600</u>	<u>360,800</u>	<u>377,800</u>	<u>401,900</u>
57	<u>221,500</u>	<u>273,500</u>	<u>320,100</u>	<u>361,700</u>	<u>378,300</u>	<u>402,200</u>
58	<u>222,400</u>	<u>274,500</u>	<u>321,300</u>	<u>362,400</u>	<u>378,900</u>	<u>402,500</u>
59	<u>223,200</u>	<u>275,400</u>	<u>322,500</u>	<u>363,100</u>	<u>379,500</u>	<u>402,800</u>

60	<u>223,200</u>	<u>275,900</u>	<u>323,300</u>	<u>363,400</u>	<u>379,800</u>	<u>402,700</u>
61	<u>223,900</u>	<u>277,100</u>	<u>324,000</u>	<u>363,800</u>	<u>380,200</u>	<u>403,000</u>
62	<u>224,900</u>	<u>278,100</u>	<u>324,900</u>	<u>364,400</u>	<u>380,900</u>	<u>403,300</u>
63	<u>225,700</u>	<u>279,000</u>	<u>325,700</u>	<u>365,100</u>	<u>381,500</u>	<u>403,600</u>
64	<u>226,600</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,800</u>	<u>382,100</u>	<u>403,900</u>
65	<u>227,300</u>	<u>280,700</u>	<u>327,400</u>	<u>366,100</u>	<u>382,500</u>	<u>404,200</u>
66	<u>228,100</u>	<u>281,600</u>	<u>327,800</u>	<u>366,800</u>	<u>383,100</u>	<u>404,500</u>
67	<u>229,000</u>	<u>282,300</u>	<u>328,500</u>	<u>367,500</u>	<u>383,700</u>	<u>404,800</u>
68	<u>230,100</u>	<u>283,200</u>	<u>329,300</u>	<u>368,200</u>	<u>384,300</u>	<u>405,100</u>
69	<u>230,800</u>	<u>284,200</u>	<u>330,100</u>	<u>368,500</u>	<u>384,700</u>	<u>405,300</u>
70	<u>231,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,800</u>	<u>369,100</u>	<u>385,200</u>	<u>405,600</u>
71	<u>232,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,500</u>	<u>369,800</u>	<u>385,700</u>	<u>405,900</u>
72	<u>232,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,200</u>	<u>370,400</u>	<u>386,300</u>	<u>406,200</u>
73	<u>233,700</u>	<u>287,400</u>	<u>332,700</u>	<u>370,700</u>	<u>386,600</u>	<u>406,400</u>
74	<u>234,400</u>	<u>287,900</u>	<u>333,300</u>	<u>371,300</u>	<u>387,000</u>	<u>406,700</u>
75	<u>235,100</u>	<u>288,300</u>	<u>333,800</u>	<u>372,000</u>	<u>387,400</u>	<u>407,000</u>
76	<u>235,700</u>	<u>288,800</u>	<u>334,400</u>	<u>372,600</u>	<u>387,800</u>	<u>407,200</u>
77	<u>236,400</u>	<u>288,900</u>	<u>334,700</u>	<u>373,000</u>	<u>388,100</u>	<u>407,400</u>
78	<u>237,200</u>	<u>289,300</u>	<u>335,200</u>	<u>373,500</u>	<u>388,400</u>	<u>407,700</u>
79	<u>238,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,600</u>	<u>374,100</u>	<u>388,700</u>	<u>408,000</u>
80	<u>238,700</u>	<u>289,900</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>389,000</u>	<u>408,200</u>
81	<u>239,400</u>	<u>290,100</u>	<u>336,500</u>	<u>375,100</u>	<u>389,200</u>	<u>408,400</u>
82	<u>240,100</u>	<u>290,300</u>	<u>337,000</u>	<u>375,700</u>	<u>389,500</u>	<u>408,700</u>
83	<u>240,800</u>	<u>290,700</u>	<u>337,500</u>	<u>376,200</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>
84	<u>241,500</u>	<u>291,000</u>	<u>338,000</u>	<u>376,500</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>
85	<u>242,100</u>	<u>291,300</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>
86	<u>242,800</u>	<u>291,600</u>	<u>338,700</u>	<u>377,400</u>	<u>390,500</u>	
87	<u>243,500</u>	<u>291,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,800</u>	
88	<u>244,200</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,000</u>	
89	<u>244,900</u>	<u>292,600</u>	<u>339,900</u>	<u>378,600</u>	<u>391,200</u>	
90	<u>245,400</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,100</u>	<u>391,500</u>	
91	<u>245,800</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,800</u>	
92	<u>246,300</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,000</u>	
93	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,400</u>	<u>380,200</u>	<u>392,200</u>	

60	<u>224,100</u>	<u>276,500</u>	<u>323,700</u>	<u>363,800</u>	<u>380,200</u>	<u>403,100</u>
61	<u>224,800</u>	<u>277,600</u>	<u>324,400</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,400</u>
62	<u>225,800</u>	<u>278,600</u>	<u>325,300</u>	<u>364,800</u>	<u>381,300</u>	<u>403,700</u>
63	<u>226,600</u>	<u>279,500</u>	<u>326,100</u>	<u>365,500</u>	<u>381,900</u>	<u>404,000</u>
64	<u>227,500</u>	<u>280,500</u>	<u>326,900</u>	<u>366,200</u>	<u>382,500</u>	<u>404,300</u>
65	<u>228,200</u>	<u>281,100</u>	<u>327,800</u>	<u>366,500</u>	<u>382,900</u>	<u>404,600</u>
66	<u>229,000</u>	<u>282,000</u>	<u>328,200</u>	<u>367,200</u>	<u>383,500</u>	<u>404,900</u>
67	<u>229,900</u>	<u>282,700</u>	<u>328,900</u>	<u>367,900</u>	<u>384,100</u>	<u>405,200</u>
68	<u>231,000</u>	<u>283,600</u>	<u>329,700</u>	<u>368,600</u>	<u>384,700</u>	<u>405,500</u>
69	<u>231,700</u>	<u>284,600</u>	<u>330,500</u>	<u>368,900</u>	<u>385,100</u>	<u>405,700</u>
70	<u>232,400</u>	<u>285,400</u>	<u>331,200</u>	<u>369,500</u>	<u>385,600</u>	<u>406,000</u>
71	<u>233,000</u>	<u>286,200</u>	<u>331,900</u>	<u>370,200</u>	<u>386,100</u>	<u>406,300</u>
72	<u>233,800</u>	<u>287,000</u>	<u>332,600</u>	<u>370,800</u>	<u>386,700</u>	<u>406,600</u>
73	<u>234,600</u>	<u>287,800</u>	<u>333,100</u>	<u>371,100</u>	<u>387,000</u>	<u>406,800</u>
74	<u>235,300</u>	<u>288,300</u>	<u>333,700</u>	<u>371,700</u>	<u>387,400</u>	<u>407,100</u>
75	<u>236,000</u>	<u>288,700</u>	<u>334,200</u>	<u>372,400</u>	<u>387,800</u>	<u>407,400</u>
76	<u>236,600</u>	<u>289,200</u>	<u>334,800</u>	<u>373,000</u>	<u>388,200</u>	<u>407,600</u>
77	<u>237,300</u>	<u>289,300</u>	<u>335,100</u>	<u>373,400</u>	<u>388,500</u>	<u>407,800</u>
78	<u>238,100</u>	<u>289,700</u>	<u>335,600</u>	<u>373,900</u>	<u>388,800</u>	<u>408,100</u>
79	<u>238,900</u>	<u>289,900</u>	<u>336,000</u>	<u>374,500</u>	<u>389,100</u>	<u>408,400</u>
80	<u>239,600</u>	<u>290,300</u>	<u>336,500</u>	<u>375,000</u>	<u>389,400</u>	<u>408,600</u>
81	<u>240,200</u>	<u>290,500</u>	<u>336,900</u>	<u>375,500</u>	<u>389,600</u>	<u>408,800</u>
82	<u>240,900</u>	<u>290,700</u>	<u>337,400</u>	<u>376,100</u>	<u>389,900</u>	<u>409,100</u>
83	<u>241,600</u>	<u>291,100</u>	<u>337,900</u>	<u>376,600</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>
84	<u>242,300</u>	<u>291,400</u>	<u>338,400</u>	<u>376,900</u>	<u>390,400</u>	<u>409,600</u>
85	<u>242,900</u>	<u>291,700</u>	<u>338,700</u>	<u>377,300</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>
86	<u>243,600</u>	<u>292,000</u>	<u>339,100</u>	<u>377,800</u>	<u>390,900</u>	
87	<u>244,300</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,200</u>	
88	<u>245,000</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,400</u>	
89	<u>245,600</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,000</u>	<u>391,600</u>	
90	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,500</u>	<u>391,900</u>	
91	<u>246,400</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,200</u>	
92	<u>246,800</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,400</u>	
93	<u>247,100</u>	<u>294,200</u>	<u>341,800</u>	<u>380,600</u>	<u>392,600</u>	

	94		<u>294,000</u>	<u>341,800</u>			
	95		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>			
	96		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>			
	97		<u>295,000</u>	<u>342,800</u>			
	98		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>			
	99		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>			
	100		<u>296,100</u>	<u>344,000</u>			
	101		<u>296,300</u>	<u>344,300</u>			
	102		<u>296,600</u>	<u>344,700</u>			
	103		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>			
	104		<u>297,300</u>	<u>345,500</u>			
	105		<u>297,500</u>	<u>346,000</u>			
	106		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>			
	107		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>			
	108		<u>298,500</u>	<u>347,200</u>			
	109		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>			
	110		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>			
	111		<u>299,500</u>	<u>348,400</u>			
	112		<u>299,800</u>	<u>348,700</u>			
	113		<u>299,900</u>	<u>349,200</u>			
	114		<u>300,200</u>				
	115		<u>300,500</u>				
	116		<u>300,900</u>				
	117		<u>301,100</u>				
	118		<u>301,300</u>				
	119		<u>301,600</u>				
	120		<u>301,900</u>				
	121		<u>302,300</u>				
	122		<u>302,500</u>				
	123		<u>302,800</u>				
	124		<u>303,100</u>				
	125		<u>303,400</u>				
再任用職		<u>186,900</u>	<u>214,400</u>	<u>254,400</u>	<u>273,800</u>	<u>288,900</u>	<u>314,300</u>

	94		<u>294,400</u>	<u>342,200</u>			
	95		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>			
	96		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>			
	97		<u>295,400</u>	<u>343,200</u>			
	98		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>			
	99		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>			
	100		<u>296,500</u>	<u>344,400</u>			
	101		<u>296,700</u>	<u>344,700</u>			
	102		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>			
	103		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>			
	104		<u>297,700</u>	<u>345,900</u>			
	105		<u>297,900</u>	<u>346,400</u>			
	106		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>			
	107		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>			
	108		<u>298,900</u>	<u>347,600</u>			
	109		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>			
	110		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>			
	111		<u>299,900</u>	<u>348,800</u>			
	112		<u>300,200</u>	<u>349,100</u>			
	113		<u>300,300</u>	<u>349,600</u>			
	114		<u>300,600</u>				
	115		<u>300,900</u>				
	116		<u>301,300</u>				
	117		<u>301,500</u>				
	118		<u>301,700</u>				
	119		<u>302,000</u>				
	120		<u>302,300</u>				
	121		<u>302,700</u>				
	122		<u>302,900</u>				
	123		<u>303,200</u>				
	124		<u>303,500</u>				
	125		<u>303,800</u>				
再任用職		<u>187,300</u>	<u>214,800</u>	<u>254,800</u>	<u>274,200</u>	<u>289,300</u>	<u>314,700</u>

員

備考 [略]

別表第2 医療職給料表 (第4条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任	1	<u>160,100</u>	<u>187,600</u>	<u>236,000</u>	<u>258,900</u>
用職	2	<u>161,500</u>	<u>189,700</u>	<u>237,800</u>	<u>259,900</u>
員以	3	<u>163,000</u>	<u>191,800</u>	<u>239,600</u>	<u>260,800</u>
外の	4	<u>164,400</u>	<u>193,800</u>	<u>241,400</u>	<u>261,900</u>
職員	5	<u>165,900</u>	<u>195,900</u>	<u>242,800</u>	<u>262,700</u>
	6	<u>167,400</u>	<u>198,200</u>	<u>244,100</u>	<u>263,700</u>
	7	<u>168,900</u>	<u>200,500</u>	<u>245,300</u>	<u>264,500</u>
	8	<u>170,400</u>	<u>202,800</u>	<u>246,600</u>	<u>265,500</u>
	9	<u>171,700</u>	<u>205,200</u>	<u>247,700</u>	<u>266,600</u>
	10	<u>173,400</u>	<u>206,600</u>	<u>248,800</u>	<u>267,400</u>
	11	<u>175,000</u>	<u>208,000</u>	<u>249,700</u>	<u>268,500</u>
	12	<u>176,600</u>	<u>209,400</u>	<u>250,600</u>	<u>269,700</u>
	13	<u>178,100</u>	<u>210,800</u>	<u>251,900</u>	<u>271,000</u>
	14	<u>180,100</u>	<u>212,300</u>	<u>253,000</u>	<u>272,300</u>
	15	<u>182,100</u>	<u>213,800</u>	<u>253,800</u>	<u>273,500</u>
	16	<u>184,100</u>	<u>215,000</u>	<u>254,800</u>	<u>275,000</u>
	17	<u>186,300</u>	<u>216,400</u>	<u>255,600</u>	<u>276,300</u>
	18	<u>188,400</u>	<u>217,900</u>	<u>256,500</u>	<u>277,700</u>
	19	<u>190,500</u>	<u>219,400</u>	<u>257,500</u>	<u>278,900</u>
	20	<u>192,600</u>	<u>220,900</u>	<u>258,400</u>	<u>280,300</u>
	21	<u>194,700</u>	<u>222,300</u>	<u>259,300</u>	<u>281,900</u>
	22	<u>196,900</u>	<u>224,000</u>	<u>260,300</u>	<u>283,500</u>
	23	<u>199,100</u>	<u>225,700</u>	<u>261,200</u>	<u>285,000</u>
	24	<u>201,300</u>	<u>227,400</u>	<u>262,200</u>	<u>286,400</u>
	25	<u>203,300</u>	<u>228,800</u>	<u>263,400</u>	<u>287,700</u>
	26	<u>204,600</u>	<u>230,500</u>	<u>264,700</u>	<u>289,500</u>

員

備考 [略]

別表第2 医療職給料表 (第4条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任	1	<u>161,300</u>	<u>188,800</u>	<u>237,200</u>	<u>260,000</u>
用職	2	<u>162,700</u>	<u>190,900</u>	<u>239,000</u>	<u>261,000</u>
員以	3	<u>164,200</u>	<u>193,000</u>	<u>240,800</u>	<u>261,900</u>
外の	4	<u>165,600</u>	<u>195,000</u>	<u>242,600</u>	<u>263,000</u>
職員	5	<u>167,100</u>	<u>197,100</u>	<u>244,000</u>	<u>263,700</u>
	6	<u>168,600</u>	<u>199,400</u>	<u>245,300</u>	<u>264,700</u>
	7	<u>170,100</u>	<u>201,700</u>	<u>246,500</u>	<u>265,500</u>
	8	<u>171,600</u>	<u>204,000</u>	<u>247,800</u>	<u>266,500</u>
	9	<u>172,900</u>	<u>206,400</u>	<u>248,800</u>	<u>267,600</u>
	10	<u>174,600</u>	<u>207,800</u>	<u>249,900</u>	<u>268,400</u>
	11	<u>176,200</u>	<u>209,200</u>	<u>250,800</u>	<u>269,500</u>
	12	<u>177,700</u>	<u>210,500</u>	<u>251,700</u>	<u>270,700</u>
	13	<u>179,200</u>	<u>211,900</u>	<u>253,000</u>	<u>272,000</u>
	14	<u>181,200</u>	<u>213,400</u>	<u>254,100</u>	<u>273,300</u>
	15	<u>183,200</u>	<u>214,900</u>	<u>254,900</u>	<u>274,500</u>
	16	<u>185,200</u>	<u>216,100</u>	<u>255,900</u>	<u>275,900</u>
	17	<u>187,400</u>	<u>217,500</u>	<u>256,600</u>	<u>277,200</u>
	18	<u>189,500</u>	<u>219,000</u>	<u>257,500</u>	<u>278,600</u>
	19	<u>191,600</u>	<u>220,500</u>	<u>258,500</u>	<u>279,800</u>
	20	<u>193,700</u>	<u>222,000</u>	<u>259,400</u>	<u>281,200</u>
	21	<u>195,800</u>	<u>223,400</u>	<u>260,300</u>	<u>282,800</u>
	22	<u>198,000</u>	<u>225,100</u>	<u>261,300</u>	<u>284,400</u>
	23	<u>200,200</u>	<u>226,800</u>	<u>262,200</u>	<u>285,900</u>
	24	<u>202,400</u>	<u>228,500</u>	<u>263,200</u>	<u>287,300</u>
	25	<u>204,400</u>	<u>229,900</u>	<u>264,400</u>	<u>288,600</u>
	26	<u>205,700</u>	<u>231,600</u>	<u>265,700</u>	<u>290,400</u>

27	<u>205,900</u>	<u>232,200</u>	<u>265,900</u>	<u>291,300</u>
28	<u>207,200</u>	<u>233,900</u>	<u>267,200</u>	<u>293,000</u>
29	<u>208,400</u>	<u>235,500</u>	<u>268,400</u>	<u>294,600</u>
30	<u>209,600</u>	<u>236,900</u>	<u>269,900</u>	<u>296,200</u>
31	<u>210,900</u>	<u>238,200</u>	<u>271,500</u>	<u>297,800</u>
32	<u>212,100</u>	<u>239,300</u>	<u>272,900</u>	<u>299,500</u>
33	<u>213,400</u>	<u>240,600</u>	<u>274,500</u>	<u>300,900</u>
34	<u>214,700</u>	<u>241,700</u>	<u>276,000</u>	<u>302,400</u>
35	<u>216,000</u>	<u>242,600</u>	<u>277,300</u>	<u>304,000</u>
36	<u>217,300</u>	<u>243,700</u>	<u>278,600</u>	<u>305,600</u>
37	<u>218,700</u>	<u>244,800</u>	<u>280,200</u>	<u>307,100</u>
38	<u>220,100</u>	<u>245,900</u>	<u>281,600</u>	<u>308,500</u>
39	<u>221,400</u>	<u>246,800</u>	<u>283,100</u>	<u>310,000</u>
40	<u>222,800</u>	<u>247,900</u>	<u>284,500</u>	<u>311,600</u>
41	<u>223,800</u>	<u>248,600</u>	<u>286,100</u>	<u>313,200</u>
42	<u>225,200</u>	<u>249,500</u>	<u>287,600</u>	<u>314,600</u>
43	<u>226,600</u>	<u>250,400</u>	<u>289,100</u>	<u>316,000</u>
44	<u>228,000</u>	<u>251,300</u>	<u>290,700</u>	<u>317,500</u>
45	<u>229,200</u>	<u>252,100</u>	<u>292,000</u>	<u>318,500</u>
46	<u>230,600</u>	<u>253,100</u>	<u>293,400</u>	<u>319,900</u>
47	<u>231,900</u>	<u>254,000</u>	<u>294,900</u>	<u>321,300</u>
48	<u>233,200</u>	<u>255,000</u>	<u>296,400</u>	<u>322,800</u>
49	<u>234,300</u>	<u>256,000</u>	<u>297,700</u>	<u>323,900</u>
50	<u>235,400</u>	<u>257,200</u>	<u>299,000</u>	<u>325,300</u>
51	<u>236,400</u>	<u>258,400</u>	<u>300,300</u>	<u>326,600</u>
52	<u>237,500</u>	<u>259,600</u>	<u>301,700</u>	<u>327,900</u>
53	<u>238,600</u>	<u>260,700</u>	<u>303,200</u>	<u>329,300</u>
54	<u>239,700</u>	<u>262,200</u>	<u>304,500</u>	<u>330,700</u>
55	<u>240,700</u>	<u>263,600</u>	<u>305,900</u>	<u>332,100</u>
56	<u>241,700</u>	<u>265,000</u>	<u>307,300</u>	<u>333,400</u>
57	<u>242,600</u>	<u>266,600</u>	<u>308,300</u>	<u>334,300</u>
58	<u>243,600</u>	<u>268,200</u>	<u>309,500</u>	<u>335,600</u>
59	<u>244,300</u>	<u>269,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,800</u>
60	<u>245,300</u>	<u>271,200</u>	<u>312,100</u>	<u>338,100</u>

27	<u>207,000</u>	<u>233,300</u>	<u>266,900</u>	<u>292,200</u>
28	<u>208,300</u>	<u>235,000</u>	<u>268,100</u>	<u>293,900</u>
29	<u>209,500</u>	<u>236,600</u>	<u>269,300</u>	<u>295,400</u>
30	<u>210,700</u>	<u>238,000</u>	<u>270,800</u>	<u>297,000</u>
31	<u>212,000</u>	<u>239,300</u>	<u>272,400</u>	<u>298,600</u>
32	<u>213,200</u>	<u>240,400</u>	<u>273,800</u>	<u>300,300</u>
33	<u>214,500</u>	<u>241,600</u>	<u>275,400</u>	<u>301,700</u>
34	<u>215,800</u>	<u>242,700</u>	<u>276,900</u>	<u>303,200</u>
35	<u>217,100</u>	<u>243,600</u>	<u>278,200</u>	<u>304,800</u>
36	<u>218,400</u>	<u>244,700</u>	<u>279,500</u>	<u>306,400</u>
37	<u>219,800</u>	<u>245,800</u>	<u>281,100</u>	<u>307,800</u>
38	<u>221,200</u>	<u>246,900</u>	<u>282,500</u>	<u>309,200</u>
39	<u>222,500</u>	<u>247,800</u>	<u>284,000</u>	<u>310,600</u>
40	<u>223,900</u>	<u>248,900</u>	<u>285,400</u>	<u>312,200</u>
41	<u>224,900</u>	<u>249,500</u>	<u>286,900</u>	<u>313,700</u>
42	<u>226,300</u>	<u>250,400</u>	<u>288,400</u>	<u>315,100</u>
43	<u>227,700</u>	<u>251,300</u>	<u>289,900</u>	<u>316,500</u>
44	<u>229,100</u>	<u>252,200</u>	<u>291,500</u>	<u>318,000</u>
45	<u>230,300</u>	<u>253,000</u>	<u>292,800</u>	<u>318,900</u>
46	<u>231,700</u>	<u>254,000</u>	<u>294,200</u>	<u>320,300</u>
47	<u>233,000</u>	<u>254,900</u>	<u>295,700</u>	<u>321,700</u>
48	<u>234,300</u>	<u>255,900</u>	<u>297,200</u>	<u>323,200</u>
49	<u>235,300</u>	<u>256,900</u>	<u>298,400</u>	<u>324,300</u>
50	<u>236,400</u>	<u>258,100</u>	<u>299,700</u>	<u>325,700</u>
51	<u>237,400</u>	<u>259,300</u>	<u>300,900</u>	<u>327,000</u>
52	<u>238,500</u>	<u>260,500</u>	<u>302,300</u>	<u>328,300</u>
53	<u>239,600</u>	<u>261,600</u>	<u>303,700</u>	<u>329,700</u>
54	<u>240,700</u>	<u>263,100</u>	<u>305,000</u>	<u>331,100</u>
55	<u>241,700</u>	<u>264,500</u>	<u>306,400</u>	<u>332,500</u>
56	<u>242,700</u>	<u>265,900</u>	<u>307,800</u>	<u>333,800</u>
57	<u>243,500</u>	<u>267,500</u>	<u>308,700</u>	<u>334,700</u>
58	<u>244,500</u>	<u>269,100</u>	<u>309,900</u>	<u>336,000</u>
59	<u>245,200</u>	<u>270,600</u>	<u>311,100</u>	<u>337,200</u>
60	<u>246,200</u>	<u>272,100</u>	<u>312,500</u>	<u>338,500</u>



61	<u>246,200</u>	<u>272,600</u>	<u>313,200</u>	<u>339,200</u>
62	<u>247,200</u>	<u>274,100</u>	<u>314,500</u>	<u>340,100</u>
63	<u>248,000</u>	<u>275,600</u>	<u>315,800</u>	<u>341,300</u>
64	<u>249,000</u>	<u>276,900</u>	<u>317,000</u>	<u>342,600</u>
65	<u>249,900</u>	<u>278,500</u>	<u>318,300</u>	<u>343,700</u>
66	<u>250,900</u>	<u>280,000</u>	<u>319,600</u>	<u>344,900</u>
67	<u>252,000</u>	<u>281,500</u>	<u>320,900</u>	<u>346,100</u>
68	<u>252,900</u>	<u>283,000</u>	<u>322,200</u>	<u>347,200</u>
69	<u>253,700</u>	<u>284,100</u>	<u>322,900</u>	<u>348,200</u>
70	<u>254,800</u>	<u>285,600</u>	<u>324,000</u>	<u>349,200</u>
71	<u>255,900</u>	<u>287,100</u>	<u>325,100</u>	<u>350,300</u>
72	<u>257,100</u>	<u>288,500</u>	<u>326,000</u>	<u>351,400</u>
73	<u>258,500</u>	<u>289,700</u>	<u>327,300</u>	<u>352,200</u>
74	<u>259,800</u>	<u>291,100</u>	<u>328,000</u>	<u>353,300</u>
75	<u>261,100</u>	<u>292,400</u>	<u>329,100</u>	<u>354,400</u>
76	<u>262,300</u>	<u>293,700</u>	<u>330,300</u>	<u>355,500</u>
77	<u>263,300</u>	<u>295,200</u>	<u>331,400</u>	<u>356,200</u>
78	<u>264,400</u>	<u>296,500</u>	<u>332,600</u>	<u>357,000</u>
79	<u>265,700</u>	<u>297,700</u>	<u>333,700</u>	<u>357,800</u>
80	<u>266,900</u>	<u>299,000</u>	<u>334,900</u>	<u>358,500</u>
81	<u>268,000</u>	<u>299,700</u>	<u>336,000</u>	<u>359,100</u>
82	<u>269,000</u>	<u>300,900</u>	<u>337,100</u>	<u>359,600</u>
83	<u>270,100</u>	<u>302,000</u>	<u>338,100</u>	<u>360,200</u>
84	<u>271,200</u>	<u>303,200</u>	<u>339,200</u>	<u>360,700</u>
85	<u>272,000</u>	<u>304,300</u>	<u>340,100</u>	<u>361,300</u>
86	<u>272,900</u>	<u>305,500</u>	<u>341,100</u>	<u>361,800</u>
87	<u>274,000</u>	<u>306,700</u>	<u>342,000</u>	<u>362,400</u>
88	<u>275,100</u>	<u>307,800</u>	<u>343,000</u>	<u>362,900</u>
89	<u>276,100</u>	<u>309,100</u>	<u>344,000</u>	<u>363,300</u>
90	<u>277,000</u>	<u>310,300</u>	<u>344,800</u>	<u>363,700</u>
91	<u>277,900</u>	<u>311,500</u>	<u>345,600</u>	<u>364,300</u>
92	<u>278,900</u>	<u>312,700</u>	<u>346,400</u>	<u>364,800</u>
93	<u>279,900</u>	<u>313,500</u>	<u>347,000</u>	<u>365,100</u>
94	<u>280,900</u>	<u>314,200</u>	<u>347,600</u>	<u>365,600</u>

61	<u>247,100</u>	<u>273,500</u>	<u>313,600</u>	<u>339,600</u>
62	<u>248,100</u>	<u>275,000</u>	<u>314,900</u>	<u>340,500</u>
63	<u>248,900</u>	<u>276,500</u>	<u>316,200</u>	<u>341,700</u>
64	<u>249,900</u>	<u>277,800</u>	<u>317,400</u>	<u>343,000</u>
65	<u>250,800</u>	<u>279,300</u>	<u>318,700</u>	<u>344,100</u>
66	<u>251,800</u>	<u>280,800</u>	<u>320,000</u>	<u>345,300</u>
67	<u>252,900</u>	<u>282,300</u>	<u>321,300</u>	<u>346,500</u>
68	<u>253,800</u>	<u>283,800</u>	<u>322,600</u>	<u>347,600</u>
69	<u>254,600</u>	<u>284,900</u>	<u>323,300</u>	<u>348,600</u>
70	<u>255,700</u>	<u>286,400</u>	<u>324,400</u>	<u>349,600</u>
71	<u>256,800</u>	<u>287,900</u>	<u>325,500</u>	<u>350,700</u>
72	<u>258,000</u>	<u>289,300</u>	<u>326,400</u>	<u>351,800</u>
73	<u>259,400</u>	<u>290,400</u>	<u>327,700</u>	<u>352,600</u>
74	<u>260,700</u>	<u>291,800</u>	<u>328,400</u>	<u>353,700</u>
75	<u>262,000</u>	<u>293,000</u>	<u>329,500</u>	<u>354,800</u>
76	<u>263,200</u>	<u>294,300</u>	<u>330,700</u>	<u>355,900</u>
77	<u>264,200</u>	<u>295,700</u>	<u>331,800</u>	<u>356,600</u>
78	<u>265,300</u>	<u>297,000</u>	<u>333,000</u>	<u>357,400</u>
79	<u>266,600</u>	<u>298,200</u>	<u>334,100</u>	<u>358,200</u>
80	<u>267,800</u>	<u>299,500</u>	<u>335,300</u>	<u>358,900</u>
81	<u>268,800</u>	<u>300,100</u>	<u>336,400</u>	<u>359,500</u>
82	<u>269,800</u>	<u>301,300</u>	<u>337,500</u>	<u>360,000</u>
83	<u>270,900</u>	<u>302,400</u>	<u>338,500</u>	<u>360,600</u>
84	<u>272,000</u>	<u>303,600</u>	<u>339,600</u>	<u>361,100</u>
85	<u>272,800</u>	<u>304,700</u>	<u>340,500</u>	<u>361,700</u>
86	<u>273,700</u>	<u>305,900</u>	<u>341,500</u>	<u>362,200</u>
87	<u>274,800</u>	<u>307,100</u>	<u>342,400</u>	<u>362,800</u>
88	<u>275,900</u>	<u>308,200</u>	<u>343,400</u>	<u>363,300</u>
89	<u>276,800</u>	<u>309,500</u>	<u>344,400</u>	<u>363,700</u>
90	<u>277,700</u>	<u>310,700</u>	<u>345,200</u>	<u>364,100</u>
91	<u>278,500</u>	<u>311,900</u>	<u>346,000</u>	<u>364,700</u>
92	<u>279,500</u>	<u>313,100</u>	<u>346,800</u>	<u>365,200</u>
93	<u>280,400</u>	<u>313,900</u>	<u>347,400</u>	<u>365,500</u>
94	<u>281,400</u>	<u>314,600</u>	<u>348,000</u>	<u>366,000</u>

95	<u>281,800</u>	<u>314,900</u>	<u>348,300</u>	<u>366,000</u>
96	<u>282,800</u>	<u>315,500</u>	<u>348,900</u>	<u>366,300</u>
97	<u>283,600</u>	<u>316,200</u>	<u>349,300</u>	<u>366,900</u>
98	<u>284,400</u>	<u>316,500</u>	<u>349,700</u>	<u>367,400</u>
99	<u>285,000</u>	<u>317,100</u>	<u>350,200</u>	<u>367,900</u>
100	<u>285,900</u>	<u>317,800</u>	<u>350,600</u>	<u>368,400</u>
101	<u>286,700</u>	<u>318,200</u>	<u>351,100</u>	<u>369,000</u>
102	<u>287,500</u>	<u>318,800</u>	<u>351,500</u>	<u>369,500</u>
103	<u>288,300</u>	<u>319,400</u>	<u>352,000</u>	<u>370,000</u>
104	<u>289,100</u>	<u>320,000</u>	<u>352,400</u>	<u>370,400</u>
105	<u>289,800</u>	<u>320,400</u>	<u>352,700</u>	<u>371,000</u>
106	<u>290,300</u>	<u>320,900</u>	<u>353,200</u>	<u>371,500</u>
107	<u>290,800</u>	<u>321,400</u>	<u>353,600</u>	<u>372,000</u>
108	<u>291,300</u>	<u>321,900</u>	<u>353,900</u>	<u>372,500</u>
109	<u>291,500</u>	<u>322,300</u>	<u>354,400</u>	<u>373,100</u>
110	<u>291,800</u>	<u>322,700</u>	<u>354,900</u>	<u>373,500</u>
111	<u>292,000</u>	<u>323,000</u>	<u>355,400</u>	<u>374,000</u>
112	<u>292,400</u>	<u>323,300</u>	<u>355,900</u>	<u>374,500</u>
113	<u>292,700</u>	<u>323,700</u>	<u>356,400</u>	<u>375,100</u>
114	<u>292,900</u>	<u>324,100</u>	<u>356,900</u>	
115	<u>293,300</u>	<u>324,500</u>	<u>357,400</u>	
116	<u>293,600</u>	<u>324,800</u>	<u>357,800</u>	
117	<u>293,900</u>	<u>325,000</u>	<u>358,200</u>	
118	<u>294,200</u>	<u>325,300</u>	<u>358,600</u>	
119	<u>294,500</u>	<u>325,700</u>	<u>359,100</u>	
120	<u>294,900</u>	<u>325,900</u>	<u>359,600</u>	
121	<u>295,200</u>	<u>326,100</u>	<u>360,000</u>	
122	<u>295,600</u>	<u>326,400</u>	<u>360,500</u>	
123	<u>295,900</u>	<u>326,700</u>	<u>361,000</u>	
124	<u>296,300</u>	<u>327,000</u>	<u>361,500</u>	
125	<u>296,500</u>	<u>327,200</u>	<u>361,800</u>	
126	<u>296,700</u>	<u>327,500</u>		
127	<u>297,000</u>	<u>327,900</u>		
128	<u>297,400</u>	<u>328,100</u>		

95	<u>282,300</u>	<u>315,300</u>	<u>348,700</u>	<u>366,400</u>
96	<u>283,300</u>	<u>315,900</u>	<u>349,300</u>	<u>366,700</u>
97	<u>284,000</u>	<u>316,600</u>	<u>349,700</u>	<u>367,300</u>
98	<u>284,800</u>	<u>316,900</u>	<u>350,100</u>	<u>367,800</u>
99	<u>285,400</u>	<u>317,500</u>	<u>350,600</u>	<u>368,300</u>
100	<u>286,300</u>	<u>318,200</u>	<u>351,000</u>	<u>368,800</u>
101	<u>287,100</u>	<u>318,600</u>	<u>351,500</u>	<u>369,400</u>
102	<u>287,900</u>	<u>319,200</u>	<u>351,900</u>	<u>369,900</u>
103	<u>288,700</u>	<u>319,800</u>	<u>352,400</u>	<u>370,400</u>
104	<u>289,500</u>	<u>320,400</u>	<u>352,800</u>	<u>370,800</u>
105	<u>290,200</u>	<u>320,800</u>	<u>353,100</u>	<u>371,400</u>
106	<u>290,700</u>	<u>321,300</u>	<u>353,600</u>	<u>371,900</u>
107	<u>291,200</u>	<u>321,800</u>	<u>354,000</u>	<u>372,400</u>
108	<u>291,700</u>	<u>322,300</u>	<u>354,300</u>	<u>372,900</u>
109	<u>291,900</u>	<u>322,700</u>	<u>354,800</u>	<u>373,500</u>
110	<u>292,200</u>	<u>323,100</u>	<u>355,300</u>	<u>373,900</u>
111	<u>292,400</u>	<u>323,400</u>	<u>355,800</u>	<u>374,400</u>
112	<u>292,800</u>	<u>323,700</u>	<u>356,300</u>	<u>374,900</u>
113	<u>293,100</u>	<u>324,100</u>	<u>356,800</u>	<u>375,500</u>
114	<u>293,300</u>	<u>324,500</u>	<u>357,300</u>	
115	<u>293,700</u>	<u>324,900</u>	<u>357,800</u>	
116	<u>294,000</u>	<u>325,200</u>	<u>358,200</u>	
117	<u>294,300</u>	<u>325,400</u>	<u>358,600</u>	
118	<u>294,600</u>	<u>325,700</u>	<u>359,000</u>	
119	<u>294,900</u>	<u>326,100</u>	<u>359,500</u>	
120	<u>295,300</u>	<u>326,300</u>	<u>360,000</u>	
121	<u>295,600</u>	<u>326,500</u>	<u>360,400</u>	
122	<u>296,000</u>	<u>326,800</u>	<u>360,900</u>	
123	<u>296,300</u>	<u>327,100</u>	<u>361,400</u>	
124	<u>296,700</u>	<u>327,400</u>	<u>361,900</u>	
125	<u>296,900</u>	<u>327,600</u>	<u>362,200</u>	
126	<u>297,100</u>	<u>327,900</u>		
127	<u>297,400</u>	<u>328,300</u>		
128	<u>297,800</u>	<u>328,500</u>		

129	<u>297,600</u>	<u>328,200</u>
130	<u>297,900</u>	<u>328,500</u>
131	<u>298,300</u>	<u>328,900</u>
132	<u>298,700</u>	<u>329,100</u>
133	<u>298,900</u>	<u>329,400</u>
134	<u>299,200</u>	<u>329,800</u>
135	<u>299,600</u>	<u>330,200</u>
136	<u>299,900</u>	<u>330,600</u>
137	<u>300,100</u>	<u>330,900</u>
138	<u>300,400</u>	<u>331,300</u>
139	<u>300,800</u>	<u>331,700</u>
140	<u>301,100</u>	<u>332,100</u>
141	<u>301,300</u>	<u>332,400</u>
142	<u>301,700</u>	<u>332,800</u>
143	<u>302,100</u>	<u>333,100</u>
144	<u>302,400</u>	<u>333,500</u>
145	<u>302,500</u>	<u>333,800</u>
146	<u>302,800</u>	<u>334,200</u>
147	<u>303,100</u>	<u>334,600</u>
148	<u>303,500</u>	<u>335,000</u>
149	<u>303,700</u>	<u>335,300</u>
150	<u>303,900</u>	<u>335,700</u>
151	<u>304,200</u>	<u>336,100</u>
152	<u>304,500</u>	<u>336,500</u>
153	<u>304,900</u>	<u>336,800</u>
154	<u>305,100</u>	
155	<u>305,300</u>	
156	<u>305,600</u>	
157	<u>305,900</u>	
158	<u>306,200</u>	
159	<u>306,500</u>	
160	<u>306,800</u>	
161	<u>307,200</u>	
162	<u>307,500</u>	

129	<u>298,000</u>	<u>328,600</u>
130	<u>298,300</u>	<u>328,900</u>
131	<u>298,700</u>	<u>329,300</u>
132	<u>299,100</u>	<u>329,500</u>
133	<u>299,300</u>	<u>329,800</u>
134	<u>299,600</u>	<u>330,200</u>
135	<u>300,000</u>	<u>330,600</u>
136	<u>300,300</u>	<u>331,000</u>
137	<u>300,500</u>	<u>331,300</u>
138	<u>300,800</u>	<u>331,700</u>
139	<u>301,200</u>	<u>332,100</u>
140	<u>301,500</u>	<u>332,500</u>
141	<u>301,700</u>	<u>332,800</u>
142	<u>302,100</u>	<u>333,200</u>
143	<u>302,500</u>	<u>333,500</u>
144	<u>302,800</u>	<u>333,900</u>
145	<u>302,900</u>	<u>334,200</u>
146	<u>303,200</u>	<u>334,600</u>
147	<u>303,500</u>	<u>335,000</u>
148	<u>303,900</u>	<u>335,400</u>
149	<u>304,100</u>	<u>335,700</u>
150	<u>304,300</u>	<u>336,100</u>
151	<u>304,600</u>	<u>336,500</u>
152	<u>304,900</u>	<u>336,900</u>
153	<u>305,300</u>	<u>337,200</u>
154	<u>305,500</u>	
155	<u>305,700</u>	
156	<u>306,000</u>	
157	<u>306,300</u>	
158	<u>306,600</u>	
159	<u>306,900</u>	
160	<u>307,200</u>	
161	<u>307,600</u>	
162	<u>307,900</u>	

	163	<u>307,800</u>					163	<u>308,200</u>			
	164	<u>308,100</u>					164	<u>308,500</u>			
	165	<u>308,500</u>					165	<u>308,900</u>			
	166	<u>308,800</u>					166	<u>309,200</u>			
	167	<u>309,100</u>					167	<u>309,500</u>			
	168	<u>309,400</u>					168	<u>309,800</u>			
	169	<u>309,800</u>					169	<u>310,200</u>			
再任用職員		<u>234,300</u>	<u>254,600</u>	<u>261,800</u>	<u>272,000</u>		再任用職員	<u>234,700</u>	<u>255,000</u>	<u>262,200</u>	<u>272,400</u>
備考 [略]						備考 [略]					

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3まで及び附則第17項第2号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第23条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第18条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第23条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第17項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5・6 [略]

（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第17項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5・6 [略]

（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

（2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

1～16 〔略〕

17 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1）給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第19項及び第20項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第19項において「給料月額減額基礎額」という。））

（2）期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第18条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき

附 則

1～16 〔略〕

〔削除〕

給料月額減額基礎額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第19条第4項において準用する第18条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第20項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第19条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第18条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第20項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第19条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(4) 第23条第1項から第5項まで又は第8項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第23条第1項 前各号に定める額

ロ 第23条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第23条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得

た額

ニ 第23条第5項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第23条第8項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給料表	職務の級
行政職給料表	6級

18 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の規定実施に関し必要な事項は、規則で定める。

〔削除〕

19 附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第12条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから7時間45分に18を乗じて得たものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

〔削除〕

20 附則第17項の規定が適用される間、第19条第2項第1号に定める額は、同項第1号の規定にかかわらず、同項第1号の規定により算出した額から、同項第1号に掲げる職員で附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額）の総額に相当する額を乗じた額とする。

〔削除〕



備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、附則第5項及び第6項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年矢巾町条例第7号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 〔略〕 <u>（一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）</u></li><li>2 <u>育児短時間勤務職員に対する一般職の職員の給与に関する条例附則第17項第1号、第2号及び第3号の規定の適用については、同項第1号中「号級の給料月額（）」とあるのは「号級の給料月額に職員の育児休業等に関する条例第11条の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額）」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第2号及び第3号中「給料月額（）」とあるのは「給料月額を算出率で除し</u></li></ol>	<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 〔略〕</li></ol> <p>〔削除〕</p>

<p><u>て得た額（）」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。</u></p> <p>3 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p>
--	--------------

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～14 〔略〕</p> <p><u>（一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）</u></p> <p>15 <u>一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条第2項」とあるのは、「附則第19項」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～14 〔略〕</p> <p>〔削除〕</p>

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

議案第82号

矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について

矢巾町立都市公園条例(昭和50年矢巾町条例第19号)の一部を次のように改正する。

平成29年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例

矢巾町立都市公園条例（昭和50年矢巾町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第19条 法第5条の3の規定により町長に代ってその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、町長とみなす。	第19条 法第5条の11の規定により町長に代ってその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、町長とみなす。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 3 号

矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町道路占用料に関する条例（昭和58年矢巾町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町道路占用料に関する条例(昭和58年矢巾町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>430円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>440円</u>
	第2種電柱		<u>660円</u>		第2種電柱		<u>680円</u>
	第3種電柱		<u>900円</u>		第3種電柱		<u>920円</u>
	第1種電話柱		<u>390円</u>		第1種電話柱		<u>400円</u>
	第2種電話柱		<u>620円</u>		第2種電話柱		<u>630円</u>
	第3種電話柱		<u>850円</u>		第3種電話柱		<u>870円</u>
	その他の柱類		<u>39円</u>		その他の柱類		<u>40円</u>
	〔略〕				〔略〕		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>380円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>390円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>230円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>240円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>770円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>790円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>330円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>770円</u>	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>790円</u>		
法第32	外径が0.07メートル	長さ1メートル	<u>16円</u>	法第32	外径が0.07メートル	長さ1メートル	<u>17円</u>

条第1 項第2 号に掲 げる物 件	未満のもの	につき1年	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>35円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>46円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>70円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>93円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>230円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>460円</u>
法第32 条第1 項第3 号及び		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>770円</u>

条第1 項第2 号に掲 げる物 件	未満のもの	につき1年	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>24円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>36円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>47円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>71円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>95円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>170円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>240円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>470円</u>
法第32 条第1 項第3 号及び		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>790円</u>

第4号に掲げる施設				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>930円</u>
	地下に設ける通路			<u>560円</u>
	その他のもの			<u>770円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設(街路市を除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	<u>19円</u>
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>
	標識		1本につき1年	<u>620円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設ける	1本につき1日	<u>19円</u>

第4号に掲げる施設				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>870円</u>
	地下に設ける通路			<u>520円</u>
	その他のもの			<u>790円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設(街路市を除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	<u>17円</u>
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>
	標識		1本につき1年	<u>630円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設ける	1本につき1日	<u>17円</u>



掲げる 物件		もの		
		その他の もの	1本につき1月	<u>190円</u>
	幕（政令 第7条第 2号に掲 げる工事	祭礼、縁日 等の際し、 一時的に 設けるも の	その面積1平方 メートルにつき 1日	<u>19円</u>
		その他の もの	その面積1平方 メートルにつき 1月	<u>190円</u>
	アーチ	車道を横 断するも の	1基につき1月	<u>1,900円</u>
		その他の もの		<u>930円</u>
政令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号に掲 げる工事用材料		占用面積1平方 メートルにつき 1月	<u>190円</u>	
政令第7条第6号に掲げる仮 設建築物及び同条第7号に掲 げる施設			<u>77円</u>	

備考

1～4 〔略〕

5 表示面積、占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは

掲げる 物件		もの		
		その他の もの	1本につき1月	<u>170円</u>
	幕（政令 第7条第 2号に掲 げる工事	祭礼、縁日 等の際し、 一時的に 設けるも の	その面積1平方 メートルにつき 1日	<u>17円</u>
		その他の もの	その面積1平方 メートルにつき 1月	<u>170円</u>
	アーチ	車道を横 断するも の	1基につき1月	<u>1,700円</u>
		その他の もの		<u>870円</u>
政令第7条第2号に掲げる工作 物		占用面積1平方 メートルにつき <u>1年</u>	<u>790円</u>	
政令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号に掲 げる工事用材料		占用面積1平方 メートルにつき 1月	<u>170円</u>	
政令第7条第6号に掲げる仮 設建築物及び同条第7号に掲 げる施設			<u>79円</u>	

備考

1～4 〔略〕

5 表示面積、占用面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは

1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、  
1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

6・7 [略]

は0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

6・7 [略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 8 4 号

矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例について

矢巾町行政情報公開条例（平成11年矢巾町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町行政情報公開条例の一部を改正する条例

矢巾町行政情報公開条例（平成11年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画、写真、フィルム（マイクロフィルムを含む。）、スライドその他これらに類するもの（記憶媒体から出力し、又は採録して文書化できるものを含む。）</u>であって決裁、供覧その他これに準ずる手続きが終了し、当該実施機関において管理しているものをいう。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p><u>(行政情報の公開を請求することができるもの)</u></p> <p>第5条 <u>次に掲げるものは、実施機関に対して、当該実施機関の所管する事務に係る行政情報の公開（行政情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>町の区域内に住所を有する者</u></p> <p>(2) <u>町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体（代表者又は管理人の定めがあるものに限る。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p>(4) <u>町の区域内に存する学校に在学する者</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、実施機関の行う事務事業に利害関係を有するもの</u></p> <p>(行政情報の公開をしないことができる場合)</p> <p>第9条 実施機関は、公開の請求に係る行政情報に、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該行政情報の公開をしないことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、<u>特定の個人が識別され、又は識別されるお</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）</u>であって決裁、供覧その他これに準ずる手続きが終了し、当該実施機関において管理しているものをいう。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p><u>(公開請求権)</u></p> <p>第5条 <u>何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し当該実施機関の保有する行政情報の公開を請求することができる。</u></p> <p>(行政情報の公開をしないことができる場合)</p> <p>第9条 実施機関は、公開の請求に係る行政情報に、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該行政情報の公開をしないことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他</u></p>

そのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 〔略〕

(3)～(9) 〔略〕

2 〔略〕

(行政情報の任意公開)

第13条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから、行政情報の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、第5条各号に掲げるものから、この条例の規定の適用を受けない行政情報（第33条に規定するものを除く。）について、当該行政情報の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(費用負担)

第14条 〔略〕

2 第5条の行政情報の公開の請求又は前条第1項若しくは第2項の行政情報の公開の申出にかかる行政情報（第8条第2項の規定に基づき行政情報を複写したものを含む。）の写しの交付を行う場合における当該行政情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

〔新設〕

の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は識別されるおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 〔略〕

(3)～(9) 〔略〕

2 〔略〕

第13条 削除

(費用負担)

第14条 〔略〕

2 第5条の行政情報の公開の請求にかかる行政情報（第8条第2項の規定に基づき行政情報を複写したものを含む。）の写しの交付を行う場合における当該行政情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(出資法人の情報公開)

第33条 町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第33条 〔略〕

第34条 〔略〕

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第34条 〔略〕

第35条 〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第85号

矢巾町水路条例の一部を改正する条例について

矢巾町水路条例（平成11年矢巾町条例第21号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町水路条例の一部を改正する条例

矢巾町水路条例(平成11年矢巾町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
電柱	第1種電柱	1本につき1年	<u>430円</u>	電柱	第1種電柱	1本につき1年	<u>440円</u>
	第2種電柱		<u>660円</u>		第2種電柱		<u>680円</u>
	第3種電柱		<u>900円</u>		第3種電柱		<u>920円</u>
電話柱	第1種電話柱		<u>390円</u>	電話柱	第1種電話柱		<u>400円</u>
	第2種電話柱		<u>620円</u>		第2種電話柱		<u>630円</u>
	第3種電話柱		<u>850円</u>		第3種電話柱		<u>870円</u>
その他の柱類			<u>39円</u>	その他の柱類			<u>40円</u>
〔略〕				〔略〕			
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>770円</u>	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>790円</u>
水道管、下水道管、ガス管、電線、電話線、排水管その他これらに類するも	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>16円</u>	水道管、下水道管、ガス管、電線、電話線、排水管その他これらに類するも	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>17円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>24円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>35円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>36円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>46円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>47円</u>



の	のもの		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>70円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>93円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>230円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>460円</u>
通路		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>770円</u>
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>190円</u>
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>19円</u>
	その他のもの	1本につき1月	<u>190円</u>

の	のもの		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>71円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>95円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>170円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>240円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>470円</u>
通路		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>790円</u>
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>170円</u>
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>17円</u>
	その他のもの	1本につき1月	<u>170円</u>
太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メートルにつき	<u>790円</u>

その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,900円</u>

備考

1～4 〔略〕

5 表示面積、占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

6・7 〔略〕

		<u>1年</u>
その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,700円</u>

備考

1～4 〔略〕

5 表示面積、占用面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

6・7 〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 86 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年矢巾町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 12 月 5 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
 職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>第2条の3第3号において「1歳6か月に到達日」という。</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「配偶者育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該配偶者育児休業の期間の初日前である場合</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（<u>以下「1歳6か月に到達日」という。</u>）<u>（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（<u>以下この条及び次条において「配偶者育児休業」という。</u>）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該配偶者育児休業の期間の初日前で</p>

を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が規則に定める日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) [略]

[新設]

第2条の4 [略]

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

ある場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が規則に定める日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) [略]

(非常勤職員の育児休業が特に必要と認められる場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において配偶者育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第2条の5 [略]

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 〔略〕

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) 〔略〕

(1)～(6) 〔略〕

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) 〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 12 月 5 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例  
 矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
[略]			[略]		
(19) [略]	[略]	[略]	(19) [略]	[略]	[略]
			(19)の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理業の許可申請手数料	1件につき5,000円
			(19)の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理業の範囲の変更の許可申請手数料	1件につき3,000円
			(19)の4 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業の許可申請手数料	1件につき5,000円
[略]			[略]		
(39) [略]	[略]	[略]	(39) [略]	[略]	[略]
			(40) 一般廃棄物処理業の許可に関する証明書の再交付	一般廃棄物処理業の許可に関する証明書再交付手数料	1件につき1,500円
			(41) 浄化槽清掃業の許可に関する証明書の再交付	浄化槽清掃業の許可に関する証明書再交付手数料	1件につき1,500円



<u>(40)</u> [略]	[略]	[略]	<u>(42)</u> [略]	料	[略]	[略]
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、[ ] の記載は注記である。						

附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。

議案第 8 8 号

矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

矢巾町個人情報保護条例（平成17年矢巾町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町個人情報保護条例の一部を改正する条例

矢巾町個人情報保護条例（平成17年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の流通、蓄積及び利用の著しい増大に<u>かんがみ</u>、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、町の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の流通、蓄積及び利用の著しい増大に<u>鑑み</u>、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、町の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合するができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) <u>個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(3) <u>要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(4) [略]</p>

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

(5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア・イ 〔略〕

(6) 〔略〕

(収集の制限)

第4条 〔略〕

2 〔略〕

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(適正管理)

第7条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2・3 〔略〕

(委託等に伴う措置等)

第9条 〔略〕

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者又は個人情報を取り扱う事務を行う指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 〔略〕

(5) 〔略〕

(6) 〔略〕

(7) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア・イ 〔略〕

(8) 〔略〕

(収集の制限)

第4条 〔略〕

2 〔略〕

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(適正管理)

第7条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2・3 〔略〕

(委託等に伴う措置等)

第9条 〔略〕

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者又は個人情報を取り扱う事務を行う指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 〔略〕

(個人情報の開示義務)

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ [略]

(4)～(7) [略]

(部分開示)

第13条 [略]

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(適用除外)

第48条 [略]

(1)～(4) [略]

(個人情報の開示義務)

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ [略]

(4)～(7) [略]

(部分開示)

第13条 [略]

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(適用除外)

第48条 [略]

(1)～(4) [略]

2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）その他の法令の規定により同法第4章の規定の適用を受けない個人情報については、第2章（第1節を除く。）の規定は、適用しない。

2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律その他の法令の規定により同法第4章の規定の適用を受けない個人情報については、第2章（第1節を除く。）の規定は、適用しない。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ] の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第89号

矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正  
する条例について

矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年矢巾町条例  
第33号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年矢巾町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
〔略〕		〔略〕	
備考		備考	
1 「子ども」とは出生の日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「妊産婦」とは妊娠5箇月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの者をいい、「重度心身障害者」とは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級、2級若しくは3級のもの、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者が監護若しくは養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級若しくは2級に該当するもの、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金に該当する者（同法の規定により支給を一時停止されているものを含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において重度の知的障害者又は知的障害児と判定された者のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者をいい、「ひとり親家庭の親子等」とは母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子で児童（18歳		1 「子ども」とは出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「妊産婦」とは妊娠5箇月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの者をいい、「重度心身障害者」とは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級、2級若しくは3級のもの、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者が監護若しくは養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級若しくは2級に該当するもの、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金に該当する者（同法の規定により支給を一時停止されているものを含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において重度の知的障害者又は知的障害児と判定された者のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者をいい、「ひとり親家庭の親子等」とは母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子で児童（18歳	



に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもの又はその者の扶養を受けている児童若しくは同法附則第3条に規定する父母のない児童であって町長が認めるものをいい、「寡婦等」とは同法第6条第4項に規定する配偶者のない女子で高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第52条に該当する者以外のものをいう。

2 [略]

3 「難聴児」とは、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満である18歳未満の児童であって町長が認めるものをいう。

4～7 [略]

に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもの又はその者の扶養を受けている児童若しくは同法附則第3条に規定する父母のない児童であって町長が認めるものをいい、「寡婦等」とは同法第6条第4項に規定する配偶者のない女子で高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第52条に該当する者以外のものをいう。

2 [略]

3 「難聴児」とは、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の者又は30デシベル未満の者であって医師が補聴器装用の必要を認めた18歳未満の児童であって町長が認めるものをいう。

4～7 [略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ]の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第90号

矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る  
指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理  
者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に  
より、議会の議決を求める。

### 記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称  
紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割78番地  
社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会  
会長 谷 村 雄 二
- 3 指定期間  
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年12月5日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第91号

矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を  
求めることについて

矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
矢巾町立矢巾東児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称  
紫波郡矢巾町大字西徳田第4地割1番地54  
特定非営利活動法人矢巾ゆりかご  
理事長 半 澤 久 枝
- 3 指定期間  
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年12月5日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第92号

矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
矢巾斎苑
- 2 指定管理者となる団体の名称  
盛岡市下飯岡21地割180番地  
株式会社JAシンセラ  
代表取締役 久 慈 宗 悦
- 3 指定期間  
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年12月5日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

発議案第10号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）  
の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条  
及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定によ  
り提出する。

平成29年12月5日

矢巾町議会議長 廣田光男様

提出者	矢巾町議会議員	川村農夫
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	廣田清実
〃	〃	村松信一
〃	〃	山崎道夫
〃	〃	高橋七郎
〃	〃	小川文子

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
 (議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年矢巾町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)                      第5条〔略〕                      2 期末手当の額及び支給方法は一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当)                      第5条〔略〕                      2 期末手当の額及び支給方法は一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)                      第5条〔略〕                      2 期末手当の額及び支給方法は一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当)                      第5条〔略〕                      2 期末手当の額及び支給方法は一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬等条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。